

第14号様式（第64条、第133条関係）（昭58運令20・旧第6号様式繰下・全改、昭59運令18
・平元運令24・平2運令5・平9運令78・平12運令39・平14国交令79・一部改正、平15国交令
27・旧第15号様式繰上・一部改正、平16国交令91・一部改正）

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項（第23条の32第1項）の規定による乗組み基準（乗船基準）によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

申請者氏名又は名称

現 住 所

国土交通大臣
地方運輸局長（領事官）殿
運輸監理部長

船 舶 名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類	航行区域又は従業区域	船舶所有者の氏名又は名称
申請事由				
指定を受けようとする船舶職員（小型船舶操縦者）及びその資格	船舶職員（小型船舶操縦者）		海技士（小型船舶操縦士）の資格	

（注）

- 1 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。
 - （1）特殊の構造又は装置を有する場合にあつては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査証書の有効期間満了の日を付記すること。
 - （2）航海の態様が特殊である場合にあつては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。
 - （3）入渠し、又は修繕のため係留する場合にあつては、その期間を付記すること。
 - （4）基地漁業の場合にあつては、根拠地の名称、操業の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。

- (5) 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされている場合にあつては、当該船舶を借り入れた期間、当該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した国名及び資格証明書の種類を記載すること。
- 2 船舶職員（小型船舶操縦者）の省略を申請しようとするときは、「船舶職員（小型船舶操縦者）」欄に船舶職員名（小型船舶操縦者）及び省略の理由を記載すること。
- 3 令附則第2項の規定により旧乗組み基準により船舶職員（小型船舶操縦者）を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。